

一般社団法人三重県建築士会

防犯優良アパート・マンション認定制度運営部会規程

目 的

一般社団法人三重県建築士会（以下「本会」という。）は、公益社団法人三重県防犯協会連合会及びNPO法人三重県防犯設備協会と共同して実施する「三重県防犯優良アパート・マンション認定制度」（以下「認定制度」という。）に関し、本会において建築に関する審査を適正に管理運営することを目的として、（一社）三重県建築士会防犯優良アパート・マンション認定制度運営部会（以下「防犯認定運営部会」という。）設置する。

任 務

- (1) 認定審査委員（建築）の選任
- (2) 申請案件ごとの認定審査員（建築）の指名
- (3) 審査実績の確認
- (4) その他共同認定機関における認定制度運営に関すること並びに県民に対する認定制度に関する情報提供

組 織

- (1) 防犯認定運営部会は総務委員会に属し、部会委員は 7 名以内とし、会長が推薦する総務委員会委員（副会長・専務理事を含む）をもって組織する。
- (2) 防犯認定運営部会に部会長・副部会長を置く。部会長・副部会長は、会長が推薦し、総務委員会の承認を得る。

認定審査委員（建築）等の資格及び報酬等

審査委員の資格及び報酬等については別に定める。

その他

防犯認定運営部会の事業を運営するにあたって、この規程に定めない他の事項は、一般社団法人三重県建築士会の定款及び細則等に準拠する。

付 則

この規程の改正、廃止などは本会理事会に諮り決する。

この規程は、平成 26 年 2 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

防犯優良アパート・マンション認定審査委員（建築）選任等内規

一 防犯優良アパート・マンション認定審査委員（建築）（以下「認定審査委員」という。）の選任

1 認定審査委員の選考は本会の公募に応じた者から、次項の資格等を有する者を防犯認定運営部会が選任する。

2 認定審査委員の資格等

(1) 本会の会員であること。

(2) 次の資格を有するものであること。

ア 一級建築士

イ (公社)日本建築士会連合会の「統括設計専攻建築士」

ウ 特殊建築物調査資格者

(3) 防犯運営認定部会において、上記資格と同等の力量を有すると認められる者

3 基本契約及び認定審査委員台帳

本会は、認定審査委員と「防犯優良アパート・マンション認定審査委員委嘱基本契約書」を締結するものとする。

防犯認定運営部会は、選任した認定審査委員を記載した台帳を作成するものとする。

なお認定審査委員の資格を喪失した場合や辞退の申し出があった場合は、速やかに台帳から削除するものとする。

二 認定審査委員の指名

1 三重県防犯協会連合会から個別の申請案件の審査を求められた時、防犯認定運営部会は、認定審査委員台帳のうちから原則として1名を指名し、三重県防犯協会連合会及び三重県防犯設備協会と連携して審査させるものとする。

2 指名にあたっては、申請案件と認定審査委員との関係及び指名頻度を勘案しなければならない。

3 本会はその個別案件に関する「防犯優良アパート・マンション認定審査業務依頼書」を認定審査委員に交付し、交付を受けた認定審査委員は「防犯優良アパート・マンション認定審査業務受託書」を本会に提出しなければならない。

三 報酬等及び旅費

防犯優良アパート・マンション認定制度に係る報酬及び旅費は、別紙によるものとする。

四 その他

1 その他、この内規に定めがない事項については、「防犯認定運営部会」において協議し決する。

付 則

この内規の改正、廃止などは総務委員会に諮り決する。

この内規は平成 26 年 2 月 19 日から施行する。

この内規は平成 26 年 11 月 12 日から改正施行する。

(別紙)

1 報酬は、審査案件ごとに、案件の区分に応じ次の表の金額から、源泉徴収分を差し引いた額を支給する。

(1) アパート

| 区 分 | 1 棟につき | 同一敷地内にある 2 棟以上の 2 棟目から (1 棟につき) |
|---------------|---------|---------------------------------------|
| ①-1新築 (設計段階) | 10,000円 | 5,000円 |
| ①-2新築 (竣工後現地) | 10,000円 | 5,000円 |
| ②既存 | 10,000円 | 5,000円 |
| ③登録変更 | 2,000円 | 1,000円 |
| ④認定証更新 | 5,000円 | 2,000円 |

(2) マンション

| 区 分 | 1 棟につき | |
|---------------|-------------|---------|
| ①-1新築 (設計段階) | 3,000㎡以下 | 15,000円 |
| | 1,000㎡ごとの加算 | 3,000円 |
| ①-2新築 (竣工後現地) | 3,000㎡以下 | 15,000円 |
| | 1,000㎡ごとの加算 | 3,000円 |
| ②既存 | 3,000㎡以下 | 10,000円 |
| | 1,000㎡ごとの加算 | 2,000円 |
| ③登録変更 | | 3,000円 |
| ④認定証更新 | 3,000㎡以下 | 7,000円 |
| | 1,000㎡ごとの加算 | 1,000円 |

2 旅費は甲の旅費、日当、報酬などに関する内規に従い支給するものとする。